

①都道府県	②市町村名	0 就学援助制度問い合わせ先（広報用）					1 平成30年度就学援助制度の実施について																									
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	1. 就学援助制度の周知方法 （1）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）							(2) ケの内容	(3) 就学援助制度周知の工夫	2. 就学援助制度の申請書の配布方法 （1）就学援助制度の申請書の配付方法（あてはまるもの全てに○）						(2) キの内容										
							ア. 教育委員会のウェブサイトに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して周知	キ. 教職員向け説明会を実施			ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ア. 各学校で制度案内を配付後、希望者から申請書を配布	イ. 各学校で制度案内を配付後、希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ. 各学校で児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	エ. 教育委員会全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布		オ. 制度案内等は各学校で希望者に対して申請書を配布	カ. 制度案内等は希望者に対して申請書を配布	キ. その他（内容を2.（2）に記入してください。）							
茨城県	坂東市	教育委員会学校教育課	0297-35-2121	gakko@city.bando.ibaraki.jp	http://city.bando.lg.jp/	○	○	○	○	○	○	○	○	○	児童扶養担当課が、受給者へ通知するときに、就学援助のお知らせを同封していただいている。	・生保や児扶認定者は就学援助制度より厳しい所得制限をクリアしているため、就学援助も申請すれば認定になる可能性が高い。このため、児扶窓口に来庁し、児扶認定見込みの方は、就学援助窓口にもご案内してもらい、制度を説明し、児扶担当課が保護者へ通知をするときには、就学援助のお知らせを同封してもらっている。 ・就学時健診時には全保護者に制度の説明を直接行っている。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	前年度認定者には申請書を郵送している。			
茨城県	稲敷市	教育学務課	029-892-2000	info@city.inashiki.lg.jp	http://www.city.inashiki.lg.jp/index.html	○			○	○						見やすいデザイン、平易な文面の使用	○												かすみがうら市ホームページに就学援助認定申請書を掲載している。			
茨城県	かすみがうら市	教育委員会学校教育課	029-897-1111	gakkokyoikuka@city.kasumigaura.lg.jp	http://edu.city.kasumigaura.ibaraki.jp/gakkokyoikuka/	○			○	○	○				新入学説明会時に学校にて就学援助制度の書類を配布している。				○													
茨城県	桜川市	桜川市教育委員会 学校教育課	0296-55-1198	gakkou_s@city.sakuragawa.lg.jp	http://www.city.sakuragawa.lg.jp/index.html	○	○		○	○	○	○																				
茨城県	神栖市	教育委員会学務課	0299-77-7347	gakko@city.kamisu.ibaraki.jp	http://www.city.kamisu.ibaraki.jp	○		○	○																					教育委員会へ直接申込みを行う際に配布		
茨城県	行方市	行方市教育委員会学校教育課	0291-35-2111	name-gakkyo02@city.namegata.lg.jp	http://www.city.namegata.ibaraki.jp	○			○																							
茨城県	鉾田市	教育委員会 教育総務課	0291-37-4340	gakkou@city.hokota.lg.jp	http://www.city.hokota.lg.jp/page/dir000038.html	○				○	○				新一年生に関しては就学時健診の際に案内をしている。																	
茨城県	つくばみらい市	茨城県つくばみらい市教育委員会教育指導課	0297-58-2111	shidou01@city.tsukubamirai.lg.jp	http://www.city.tsukubamirai.lg.jp	○	○		○	○	○	○				広報や制度の周知文書のなかで援助対象となる年間所得の目安額等を記載し、基準を分かりやすくしている。	○															
茨城県	小美玉市	教育委員会 学校教育課	0299-48-1111	gakko@city.omitama.lg.jp	http://www.city.omitama.lg.jp	○		○	○						4月に行われる教頭会で説明会を実施。																新入学説明会時に制度案内を配布後、希望者に各学校もしくは教育委員会から申請書を配布。	
茨城県	茨城町	茨城町教育委員会学校教育課	029-240-7121	gakkou@town.ibaraki.lg.jp	http://www.town.ibaraki.lg.jp/kosodate/nyuugaku/gakkou/school/tetuduki/1454128562446.html	○					○					年に1回、申請時期直前に全家庭へ案内を周知している（所得制限について家族構成別に例を記載）	○															
茨城県	大洗町	学校教育課	029-267-5111	gakukyo@town.oarai.lg.jp	http://www.town.oarai.lg.jp/	○			○	○																						
茨城県	城里町	城里町教育委員会 学校教育グループ	029-288-7010	gakkou@town.shirosato.lg.jp	http://www.town.shirosato.lg.jp/page/dir000012.html				○	○	○					平成30年度から保護者向けチラシを作成	○															
茨城県	東海村	東海村教育委員会 学校教育課	029-282-1711	kyouiku@vill.tokai.lg.jp	http://www.vill.tokai.ibaraki.jp/	○			○		○				・毎年、入学説明会及びPTA総会時に就学援助制度の書類を配布 ・地区民生委員児童委員へ制度周知																・前年度認定者には、教育委員会から制度周知書類と申請書を配布	
茨城県	大子町	大子町教育委員会事務局 学校教育担当	0295-79-0170	kyouiku@town.daigo.lg.jp	http://www.town.daigo.ibaraki.jp/	○	○				○																					
茨城県	美浦村	学校教育課	029-885-0340	gakkou@vill.miho.lg.jp	http://www.vill.miho.lg.jp	○					○																					
茨城県	阿見町	教育委員会学校教育課	029-888-1111	gakkokyoikuka-ofc@town.ami.lg.jp	http://www.town.ami.lg.jp/	○			○	○	○					民生委員協議会にて、民生委員に周知	○															
茨城県	河内町	教育委員会事務局 学校教育グループ	0297-84-3322	kyoui@town.ibaraki-kawachi.lg.jp	http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp						○	○																				
茨城県	八千代町	学校教育課	0296-48-1519	gakkou2@town.ibaraki-yachiyo.lg.jp	http://www.town.ibaraki-yachiyo.lg.jp/page/dir000420.html	○	○		○	○	○					就学時健診時に保護者向けの説明をするよう各学校へ依頼	○															
茨城県	五霞町	教育委員会 学校教育グループ	0280-84-1462	kyouiku@town.goka.lg.jp	http://www.town.goka.lg.jp	○	○																									
茨城県	境町	教育委員会 学校教育課	0280-81-1325	gakumu@town.ibaraki-sakai.lg.jp	http://www.town.sakai.ibaraki.jp/page/pag000710.html	○			○		○																					
茨城県	利根町	学校教育課	0297-68-2211	gakkou@town.tone.lg.jp	http://www.town.tone.ibaraki.jp/page/pag000402.html	○									・就学時健康診断時に就学援助制度の書類を配布周知 ・民生委員定例会で就学援助制度の書類を配布周知	・転入者に配布する各課手続き案内に就学援助の掲載周知 ・町が発行する子育て支援情報ガイドブックへの掲載周知	○														制度案内等は行わず、教育委員会希望者に対し制度案内を配布し、聞き取りを行う。	

①都道府県	②市町村名	II 平成30年度準要保護認定基準																				III 就学援助率											
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																		(2) ソ、タ、チを選択した場合				(3) ツに○をし		(4) (2)(3)の補足	(5) テの内容	(1)平成29年度	(2)平成30年度				
		ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村民税の非課税	ウ.市区町村民税の減免	エ.国民年金保険料の免除	オ.国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童扶養手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク.P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ.個人の事業税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由な理由が多い者	シ.経済的な理由による欠席日数が多い者	ス.保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ.生活福祉資金による貸付け	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変動すると自動的に要件が変	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めるもの)	チ.特別支援教育費の必要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ.市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ.その他(内容を(5)に記入してください。)	倍数(倍率)	基準根拠			目安額(年額)					係数(倍率)倍	目安額(年額)万円		
																				倍	課税所得等の分類			年	月					万円			
該当団体数	44	29	31	29	28	29	31	13	6	27	27	12	11	14	19	22	10	4	0	12	36	36	36	36	36	0	0	12	12	44	44		
茨城県	水戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.4	その他	30	4	234					当該年度において、次のいずれかに該当し、経済的に困窮していると認められる者(水戸市就学援助実施要項別表第1中、第1項第9号オ)	10%未満	10%未満	
茨城県	日立市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	課税所得	30	4	225					(ア) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けた者	10%未満	10%未満	
茨城県	土浦市																														児童扶養手当一部支給所得制限限度額を所得基準とし、住宅状況等其他総合的に判断	15%未満	15%未満
茨城県	古河市	○	○	○	○	○	○			○											1.2	総所得(諸控除前)	25	4	290					(イ) 世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、当該世帯の収入が著しく減少した者	5%未満	10%未満	
茨城県	石岡市																				1.3	課税所得	24	12	302					(ウ) 世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した者	10%未満	10%未満	
茨城県	結城市																														市独自で定める「準用保護児童生徒認定事務取扱要項」の認定基準により計算した収入基準額以下の世帯を認定	10%未満	10%未満
茨城県	龍ヶ崎市	○	○	○	○					○	○										1.3	総所得(諸控除前)	29	12	360						15%未満	15%未満	
茨城県	下妻市	○	○	○	○	○	○			○	○										1	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	250					両親が揃っている世帯：1.0倍未満、ひとり親世帯：1.5倍未満となった者を認定。	15%未満	15%未満	
茨城県	常総市	○	○	○		○	○			○	○										1.5	課税所得	30	4	293						15%未満	15%未満	
茨城県	常陸太田市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.5	総所得(諸控除前)	25	8	342						10%未満	10%未満	
茨城県	高萩市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	280					(生活扶助[Ⅰ類+Ⅱ類]+期末一時扶助+教育扶助+住宅扶助)×1.3	15%未満	15%未満	
茨城県	北茨城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												10%未満	15%未満
茨城県	笠間市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.3	課税所得	20	4	276						15%未満	15%未満	
茨城県	取手市																				1.3	課税所得	30	4	338						現在の生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)1.3倍(総所得283万円)ただし、救済措置として平成25年度生活保護基準の1.3倍で認定している。(総所得306万円)	15%未満	15%未満
茨城県	牛久市																				1.15	課税所得	29	8	268						10%未満	10%未満	
茨城県	つくば市																				1.5	課税所得	30	4	390						10%未満	10%未満	
茨城県	ひたちなか市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.4	総所得(諸控除前)	30	4	412						5%未満	10%未満	
茨城県	鹿嶋市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.3	総所得(諸控除前)	24	4	302					平成24年度の生活保護基準額を適用し、同一生計者全員の所得を需要比に含める。	生活状況の急な変化により、援助が必要と教育委員会が認める場合(急な離婚、失業等)	10%未満	10%未満
茨城県	潮来市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.4	その他	30	4	275					同居する世帯の前年等の収入額	5%未満	5%未満	
茨城県	守谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	30	4	251						10%未満	10%未満	
茨城県	常陸大宮市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.3	課税所得	25	4	290						15%未満	15%未満	
茨城県	那珂市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.5	課税所得	26	4	244						10%未満	10%未満	
茨城県	筑西市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.5	課税所得	30	4	340						15%未満	10%未満	

①都道府県	②市町村名	II 平成30年度準要保護認定基準																III 就学援助率																		
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																(2) ソ、タ、チを選択した場合				(3) ツに○をし		(4) (2) (3)の補足	(5) テの内容	(1) 平成29年度	(2) 平成30年度									
		ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村住民税の非課税	ウ.市区町村住民税の減免	エ.国民年金保険料の免除	オ.国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童扶養手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク.P・T・A会費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ.個人の事業税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由な理由	シ.経済的理由による欠席日数が多い者	ス.保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ.生活福祉資金による貸付	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変更されているもの)	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変更されているもの)	チ.特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ.市区町村民税(所得割又は均等割)課税に一定の係数を掛けたもの	テ.その他(内容を(5)に記入してください。)	倍数(倍率)	基準根拠						目安額(年額)	係数(倍率)倍	目安額(年額)万円						
茨城県	坂東市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得							30	1	405						
茨城県	稲敷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	その他	課税所得等の分類：給与収入額		25	4	298								10%未満	15%未満	
茨城県	かすみがうら市																			1.3	総所得(諸控除前)			30	6	371								10%未満	10%未満	
茨城県	桜川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得			24	12	234									10%未満	10%未満
茨城県	神栖市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額			24	12	301								10%未満	10%未満	
茨城県	行方市																			1.4	その他	基準根拠は「世帯の総収入」である。ただし、事業収入である場合は「世帯の総所得」としている。		25	8	285								5%未満	5%未満	
茨城県	鉾田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			その他経済的理由で教育委員会が認めたとき												10%未満	10%未満	
茨城県	つくばみらい市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得			25	7	298									10%未満	10%未満
茨城県	小美玉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	総所得(諸控除前)			29	3	317									5%未満	5%未満
茨城県	茨城町																			1.4	その他	生活保護基準額表を使用し、基準額に1.4倍した額と世帯の総収入を比較して認定の可否を判断している		30	4	326								10%未満	10%未満	
茨城県	大洗町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	その他	課税所得等の分類：給与収入(税引き前)	当該年度において、次のいずれかに該当し、経済的に困難していると認められる者 (ア)世帯の生計を主として維持する者が死亡、又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院・病気療養中等により、世帯収入が著しく減少した者。 (イ)世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した者 (ウ)災害により、住宅、家財、その他の財産について著しい損害を受けた者		29	12	293								10%未満	10%未満
茨城県	城里町																			1.3	課税所得			28	6	250								5%未満	10%未満	
茨城県	東海村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			所得基準については、児童扶養手当の一部支給の所得基準を準用し、新規申請者については学校長と民生委員の意見書を作成し、申請者の生活状況等を考慮して、認定している。												10%未満	10%未満	
茨城県	大子町																					世帯状況を鑑みて、認定基準と同等と考えられる者											10%未満	10%未満		
茨城県	美浦村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	総所得(諸控除前)	前年度の就学援助費受給		24	4	330								10%未満	10%未満	
茨城県	阿見町																			1.3	その他	児童扶養手当・児童手当・養育費・遺族年金等を含む収入額		30	4	301								5%未満	5%未満	
茨城県	河内町																			1.2	その他	生活保護法に規定する保護基準額に準じた教育委員会が別に定める額に1.2倍をかけたもの。 (教育委員会が定める額とは、生活扶助基準見直し前(平成24年度)の生活保護基準額)		24	4	240								5%未満	5%未満	
茨城県	八千代町																			1.2	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額			24	12	224								10%未満	10%未満	
茨城県	五霞町																					民生委員が生活困窮と認め、教育委員会が特に援助が必要と認めたもの											10%未満	10%未満		
茨城県	境町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	その他	生計を共にする家族の総所得合計に他(児童手当、児童扶養手当、養育費等)を合算	・父子または母子家庭の場合(ただし同世帯に収入のある同居人が住居し、生活を共にしているとみなされた場合及び他者からの援助が可能と認められる場合は除く) ・その他経済的に困窮しており、就学に支障があると認められる者		30	4	206							5%未満	5%未満	
茨城県	利根町	○	○																														5%未満	5%未満		

①都道府県 ②市町村名		IV 平成30年度準要保護就学援助額																													(2) 補足事項											
		1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																								
		(1) 費目毎の援助額									学用品費									通学費									修学旅行費													
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他							
該当団体数	44	0	0	0	3	3	3	41	41	0	0	0	0	3	3	3	41	41	0	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	25	26	1	14	13	13	1	1	0	26			
茨城県	水戸市							○	11,420							○	40,600	○	39,290									○	21,490										支給平均額欄は執行見込額による記入が困難なため、平成30年度予算単価により記入。			
茨城県	日立市							○	11,420							○	40,600											○	25,000													
茨城県	土浦市							○	11,100							○	19,900											○	9,672											修学旅行費はH30年度予算に計上した単価		
茨城県	古河市							○	11,420							○	40,600														○	21,490		21,453						・医療費・・・H30年度予算計上単価 ・修学旅行費の支給平均額は、H29年度の実績額により記入		
茨城県	石岡市							○	11,420							○	40,600												○	21,490		19,204								支給平均額は29年度の実績額		
茨城県	結城市							○	11,420							○	40,600											○	22,000											【平均支給額】H30予算額：修学旅行費		
茨城県	龍ヶ崎市		○		11,420		10,806					○	40,600		36,743													○	20,472													
茨城県	下妻市							○	11,420							○	20,470												○	23,000												
茨城県	常総市							○	11,420							○	40,600	○	51,2693									○	21,000												平成30年度予算に計上した単価を記入。	
茨城県	常陸太田市							○	11,420							○	40,600	○	25,350									○	22,000												修学旅行費 H30年度予算計上単価	
茨城県	高萩市							○	11,420							○	40,600											○	22,000													
茨城県	北茨城市							○	11,420							○	20,470	○	0									○	24,124												通学費は平成29年度実績なし。	
茨城県	笠間市							○	13,650							○	40,600	○	25,046									○	5,000												・学用品費は小学2～6年生の支給額、小学1年生は11,420円（小2～6：小1=5：1） ・修学旅行費は30年度予算に計上した額 ・通学費はH29実績の平均 H30実績の平均	
茨城県	取手市							○	11,420							○	40,600													○	21,490		21,490									支給平均額は、平成29年度実績
茨城県	牛久市							○	13,650							○	40,600												○	21,490		21,490										学用品費（小1）11,420円（小2～小6）13,650円(在籍月数割) ※通学用品費は学用品費に含まれる。
茨城県	つくば市							○	11,420							○	40,600													○	20,000		18,600									修学旅行費については、30年度予算に計上した単価を記入。
茨城県	ひたちなか市							○	11,420							○	40,600																									支給平均額は30年度予算に計上した単価を記入
茨城県	鹿嶋市							○	11,420							○	24,616											○	21,547													
茨城県	潮来市							○	11,100							○	19,900	○	0									○	25,000													通学費→実績なし
茨城県	守谷市							○	11,420							○	40,600											○	23,000													
茨城県	常陸大宮市							○	11,420							○	40,600												○			21,180		4,775								「支給平均額」については29年度の実績額から算出
茨城県	那珂市							○	11,420							○	40,600											○	4,830												平均支給額は29年度実績	
茨城県	筑西市							○	11,420							○	20,600													○	21,490		20,847									修学旅行費の平均支給額は平成29年度実績額を記入。

IV 平成30年度準要保護就学援助額																																									
①都道府県	②市町村名	1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																							
		(1) 費目毎の援助額																																							
		学用品費								新入学児童生徒学用品費等										通学費								修学旅行費						(2) 補足事項							
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額		一定の金額	その他					
茨城県	板東市					○	11,420									○	40,600																				○	21,490	21,490		「修学旅行費」は30年度予算に計上した単価。
茨城県	稲敷市					○	11,420									○	40,600																								
茨城県	かすみがうら市			○	11,420	10,682						○	40,600	40,600				○	0																	○	21,180	0		「通学費」及び「修学旅行費」については支給実績無し	
茨城県	桜川市					○	11,420									○	20,470												○	20,000											
茨城県	神栖市			○	11,420	11,420						○	40,600	40,600															○	23,000										修学旅行費は30年度予算に計上した単価	
茨城県	行方市					○	11,420									○	40,600		○	11,000									○	20,000											
茨城県	鉾田市					○	11,420									○	40,600												○	6,600											
茨城県	つくばみらい市					○	11,420									○	40,600												○	35,000										支給平均額は、平成30年度予算に計上した単価。	
茨城県	小美玉市					○	11,420									○	40,600																								
茨城県	茨城町					○	11,420									○	40,600																			○	6,000	6,000			
茨城県	大洗町					○	11,100									○	19,900																								実費支給の支給平均額は平成29年度の実績額を記入。
茨城県	城里町					○	11,420									○	40,600												○	4,500											
茨城県	東海村					○	11,420									○	40,600																								
茨城県	大子町					○	3,420									○	40,600		○	36,000									○	6,000											支給平均額は、平成30年度予算に計上した単価を記入。
茨城県	美浦村					○	11,420									○	40,600												○	17,000											
茨城県	阿見町					○	11,420									○	40,600												○	8,500											修学旅行費については、H30年度予算額を計上。
茨城県	河内町					○	11,420									○	40,600		○	21,000															○	21,490	13,511			平均支給額は29年度の実績額。上限額は30年度の金額。	
茨城県	八千代町					○	11,420									○	40,600																				○	21,490	21,490		
茨城県	五霞町					○	11,420									○	40,600																				○		21,490		
茨城県	境町					○	11,420									○	40,600												○	30,000											平均支給額：30年度予算に計上した単価
茨城県	利根町					○	11,100									○	19,900																			○	20,600	20,600			

①都道府県	②市町村名	2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																				
		(1) 費目毎の援助額																										(2) 補足事項										
		学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費												
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他			
該当団体数	44	0	0	0	3	3	3	41	41	0	0	0	0	3	3	3	41	41	0	10	10	0	0	0	0	0	0	28	29	1	16	15	15	1	1	0	26	
茨城県	水戸市							○	22,320								○	47,400		○	79,410						○	65,000									支給平均額欄は執行見込額による記入が困難なため、平成30年度予算単価により記入。	
茨城県	日立市							○	22,320								○	47,400		○	29,120						○	65,000										
茨城県	土浦市							○	21,700								○	22,900									○	70,533									修学旅行費はH30年度予算に計上した単価	
茨城県	古河市							○	22,320								○	47,400											○	57,590	57,590							・医療費・・・H29年度当初予算計上単価 ・修学旅行費の支給平均額は、H29年度の実績額により記入
茨城県	石岡市							○	22,320								○	47,400											○	57,590	57,590							支給平均額は29年度の実績額
茨城県	結城市							○	22,320								○	47,400									○	72,000									【平均支給額】H30予算額：修学旅行費	
茨城県	龍ヶ崎市			○	22,320	21,703						○	47,400	46,067													○	69,604										
茨城県	下妻市							○	22,320								○	23,550									○	73,000										
茨城県	常総市							○	22,320								○	47,400									○	70,000										平成30年度予算に計上した単価を記入。
茨城県	常陸太田市							○	22,320								○	47,400		○	0						○	76,000										・修学旅行費 H30年度予算計上単価 ・通学費は実績なし
茨城県	高萩市							○	22,320								○	47,400									○	70,000										
茨城県	北茨城市							○	22,320								○	47,400		○	0						○	64,210										通学費は平成29年度実績なし。
茨城県	笠間市							○	24,550								○	47,400		○	0						○	70,000										・学用品費は中学2～3年生の支給額、中学1年生は22,320円（中2～3：中1＝2：1） ・修学旅行費は、平成30年度予算に計上した単価 ・通学費は支給実績なし
茨城県	取手市							○	22,320								○	47,400											○	57,590	57,590							支給平均額は、平成29年度実績
茨城県	牛久市							○	24,550								○	47,400											○	60,000	60,000							学用品費（中1）22,320円（中2～中3）24,550円（在籍月数割） ※通学用品費は学用品費に含まれる。
茨城県	つくば市							○	22,320								○	47,400											○	80,000	71,000							修学旅行費については、30年度予算に計上した単価を記入。
茨城県	ひたちなか市							○	22,320								○	47,400									○	71,000									支給平均額は30年度予算に計上した単価を記入	
茨城県	鹿嶋市							○	22,320								○	47,400									○	67,260										
茨城県	潮来市							○	21,700								○	22,900		○	0						○	68,000										通学費→実績なし
茨城県	守谷市							○	22,320								○	47,400									○	75,000										
茨城県	常陸大宮市							○	22,320								○	47,400											○	56,670	47,475							「支給平均額」については29年度の実績額から算出
茨城県	那珂市							○	22,320								○	47,400									○	83,378										平均支給額は29年度実績
茨城県	筑西市							○	22,320								○	47,200											○	57,590	57,590							修学旅行費の平均支給額は平成29年度実績額を記入。

①都道府県	②市町村名	V その他																		VI 自由記述欄					
		1. 学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況									2. 教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況														
		(1) 教育委員会が把握している学校の取組 (あてはまるものすべてに○)									(1) 教育委員会における取組 (あてはまるものすべてに○)										(2) コの内容及び補足説明	(3) その他学校や教育委員会以外での取組			
ア. 学用品等の中古品を安価で販売(バザー等)	イ. 学用品等(中古品を含む)の貸し出し	ウ. 学用品等(中古品を含む)の無償貸与	エ. 低価な学用品等の使用	オ. 使用する学用品等の精選	カ. 使用する学用品等の入札・合見積等の実施	キ. 把握していない	ク. その他(※具体的な取組を(2)に記載)	(2) クの内容及び補足説明	ア. 自治体内で学用品等の仕様の統一	イ. 自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ. 学用品等の中古品を安価で販売(バザー等)	エ. 学用品等(中古品を含む)の貸し出し	オ. 学用品等(中古品を含む)の無償貸与	カ. 就学援助とは別に、学用品費等の一部助成	キ. 学用品費等の購入費用の貸付	ク. 学校(又は校長会等)に対して、学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提	ケ. 学校(又は校長会等)に対して、他校の取組状況を情報提供	コ. その他(※具体的な取組を(2)に記載)	(2) コの内容及び補足説明						
茨城県	坂東市																				○				
茨城県	稲敷市																					○			
茨城県	かすみがうら市																					○			
茨城県	桜川市						○																		
茨城県	神栖市							○														○			他課や学校と連携し、援助が必要であるが、申請していない方々(例：日本語がわからない方や来庁困難な方)へ、制度の説明や申請書提出を促すよう取り組んでいる。
茨城県	行方市						○																		
茨城県	鉾田市								○																
茨城県	つくばみらい市	○																				○			
茨城県	小美玉市																					○			
茨城県	茨城町		○																						
茨城県	大洗町								○													○			
茨城県	城里町								○													○			
茨城県	東海村						○															○			カ. 就学援助とは別に、学用品費等の一部助成 ・中学校で自転車通学者へヘルメット購入助成を行っている
茨城県	大子町								○													○			カ. 就学援助とは別に、学用品費等の一部助成 ・教材費(準教科書、副読本、資料集、ワーク類、練習ドリル、テスト類など、学校で一括購入するもの)を予算の範囲内で支給。
茨城県	美浦村			○																					
茨城県	阿見町	○																							
茨城県	河内町								○																
茨城県	八千代町								○																・八千代町では、これまで就学援助制度について内規で定めていたが、平成30年6月に八千代町就学援助費事務実施要綱を公布。(平成30年10月1日からの施行を予定)
茨城県	五霞町								○																・新たに入学前支給、年度途中での追加認定を平成30年10月1日より行う。
茨城県	境町		○																			○			
茨城県	利根町								○													○			